

株 主 各 位

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社シーエスアイ

代表取締役社長 杉 本 恵 昭

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年12月15日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年12月16日（金曜日）午前11時
2. 場 所 札幌市中央区南3条西12丁目
札幌プリンスホテル 国際館パミール3階「屈斜路」
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.csiinc.co.jp>）に掲載させていただきます。

【ご案内】事業説明会及び株主懇親会のお知らせ

株主総会終了後、事業説明会及び株主懇親会を催したいと存じますので、お気軽にご出席いただき、ご意見・ご質問などを賜りたいと存じます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年10月1日から
平成23年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復などを背景に企業収益や設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、本年3月11日に発生した東日本大震災による電力供給不安やサプライチェーンの寸断、原子力災害により、国内経済は深刻な影響を受けました。さらに、欧州の財政不安による過度な円高の進行等の影響もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ソフトウェア業界におきましては、市場競争が激化する中、直近2年の国内需要は減少に転じており、引き続き厳しい状況が続いております。

当社が事業を展開しております医療情報システム業界におきましては、「どこでもMY病院」構想や「シームレスな地域連携医療」の実現に向けた議論が進められる中、東日本大震災の教訓等から、診療情報・薬剤情報の共有化、さらには医療機関のIT化全般への関心が高まっております。また、厚生労働省が推進する医療制度改革等により、医療機関はさらなる医療の質の向上や効率化を求められており、医療情報システムの普及促進が期待されております。一方、医師・看護師の偏在、医療過誤の増大や救急医療体制の問題、産婦人科をはじめとした特定の診療科の減少など、医療体制に支障をきたす問題は依然として続いており、医療機関そして当業界は依然として厳しい環境にあります。

このような状況におきまして、当社は主力の電子カルテシステム「MI・RA・I s (ミライズ) シリーズ」を中心にその拡販並びに機能充実を図ってまいりました。前々期より開発に着手しておりました次世代電子カルテシステムにつきましては、平成22年12月に新・進化する電子カルテシステム「MI・RA・I s / P X (ミライズピーエックス)」として販売を開始し、積極的な受注活動を展開してまいりました。

顧客満足度向上のための施策といたしましては、「MI・RA・I s ユーザーフォーラム」の開催等を通じ、ユーザーニーズの把握やコミュニケーション向上に努めてまいりました。また、顧問契約を結んだ現場医師の意見・監修により、より使いやすく、質の高い製品を目指し開発に取り組んでまいりました。新・進化する電子カルテシステム「MI・RA・I s / P X」につきましては、その拡販を図るとともに、多様化する医療サービスやユーザーニーズに対応すべく、さらなる機能強化に努めてまいりました。

「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」、健康・医療ソリューション「Health Clover（ヘルスクローバー）」につきましては、政府諸施策を見据えながら販売活動に取り組んでまいりました。

また、今後の業容拡大に備え、本社機能の充実や一層の業務効率化を図るため、平成23年8月4日、本社移転先となる不動産を取得し、一部改修工事を行いながら、本社移転の準備を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,389百万円（前期比12.5%増）、売上総利益1,068百万円（前期比10.6%増）、営業利益418百万円（前期比213.4%増）、経常利益422百万円（前期比231.3%増）、当期純利益274百万円（前期比104.0%増）となりました。また、受注状況は、受注高4,689百万円（前期比12.7%増）、受注残高1,606百万円（前期比23.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

〔電子カルテシステム開発事業〕

電子カルテシステム開発につきましては、主力の電子カルテシステム「MI・RA・Isシリーズ」のうち、「MI・RA・Is／EX（ミライズイーエックス）」の受注物件に対する導入作業が順調に推移いたしました。加えて、「MI・RA・Is／PX」につきましても、受注活動が中心となったものの、売上増加に寄与した結果、売上高4,107百万円（前期比13.3%増）、セグメント利益691百万円となりました。また、受注状況は、受注高4,403百万円（前期比12.8%増）、受注残高1,580百万円（前期比23.0%増）となりました。

〔受託システム開発事業〕

受託システム開発につきましては、地域中核病院などの電子カルテシステム、オーダリングシステム、医事システム、検査システム、輸血システムをはじめとする医療情報システムなどについて、日本電気(株)（NEC）グループを中心に受注し開発作業を行い、売上高281百万円（前期比1.7%増）、セグメント利益44百万円となりました。また、受注状況は、受注高285百万円（前期比11.3%増）、受注残高26百万円（前期比18.5%増）となりました。

なお、上記文中のセグメント損益については、当事業年度よりセグメント別業績を開示しているため、前期比の記載はしておりません。

セグメント別売上高

区 分	当期（第16期）		前期（第15期）		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
電子カルテシステム開発事業	4,107,952	93.6	3,624,866	92.9	483,086	13.3
受託システム開発事業	281,820	6.4	277,238	7.1	4,582	1.7
合 計	4,389,773	100.0	3,902,105	100.0	487,668	12.5

(注) 前期は事業の部門別の実績であり、前期比は参考として当期セグメント実績と比較しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は243,459千円で、無形固定資産を含んでおります。

その主なものは、本社移転先の土地及び建物125,364千円と販売用電子カルテシステムのソフトウェア96,604千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成20年9月期)	第 14 期 (平成21年9月期)	第 15 期 (平成22年9月期)	第 16 期 (当事業年度) (平成23年9月期)
売 上 高 (千円)	3,320,262	3,731,501	3,902,105	4,389,773
営 業 利 益 (千円)	442,380	187,567	133,640	418,842
経 常 利 益 (千円)	460,980	181,563	127,434	422,213
当 期 純 利 益 (千円)	△52,826	90,563	134,386	274,104
1株当たり当期純利益 (円)	△1,426.04	2,445.22	3,628.45	74.10
総 資 産 (千円)	3,108,333	3,022,901	3,295,521	4,044,792
純 資 産 (千円)	2,352,706	2,414,048	2,531,504	2,764,989
1株当たり純資産額 (円)	63,523.15	65,179.39	68,350.70	754.70

(注) 1. △印は損失を表示しております。

2. 当社は、平成23年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、電子カルテシステム開発を主力事業としながら、コンプライアンスや企業の社会的責任への取り組みを推進することにより、企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。そのため以下に示す対処が必要であると考えております。

①顧客満足度向上策について

当社が提供する電子カルテシステム「MI・RA・I sシリーズ」は、「進化する電子カルテシステム」として、診療、安心・安全、経営そして連携を基本にユーザーの視点に立ち、常に付加価値の高い製品としてシステムの改良と機能強化を重ね、提供してまいりました。

当期におきましては、前々期より開発を継続しておりました次世代電子カルテシステムにつきまして、平成22年12月に新・進化する電子カルテシステム「MI・RA・I s / P X」として販売を開始し、多様化する医療サービスやユーザーニーズに対応できる製品の提供に努めてまいりました。

当社は今後も主力の電子カルテシステム「MI・RA・I sシリーズ」に、「電子カルテ／地域医療連携ソリューション」、健康・医療ソリューション「Health C l o v e r」を加えた患者中心の医療のトータルソリューションを提供することにより、地域医療連携並びに医療機関と患者やその家族との連携を支援し、医療サービス向上に貢献してまいります。また、「MI・RA・I sユーザーフォーラム」の活動充実等によりユーザーニーズを的確に把握し、より顧客満足度の高い製品を提供すべく取り組んでまいります。

②システム開発について

当社は当期におきまして、新・進化する電子カルテシステム「MI・RA・I s / P X」を開発するなど、医療のトータルソリューションのさらなる普及を図ってまいりました。

当社はこれからも新たなシステムの研究開発を積極的に行い、医療の様々な課題に的確に対応できるよう取り組んでまいります。

③内部統制システムについて

企業が社会的責任を誠実に果たすことは、安定した経営を継続するための必須条件です。

当社は、会社法に定める「内部統制システムの基本方針」の取締役会決議を踏まえ、全役員が法令・定款、社会規範を順守するため、「企業行動憲章」、「企業行動規範」のほか、内部統制やコンプライアンスに関わる各種規程を整備し、朝礼にて黙読を行う等その理念の徹底に努めてまいりました。

今後も信頼ある財務報告を行うべく、内部統制システムの整備・運用に取り組んでまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成23年9月30日現在）

事業内容	主要製品・サービス
電子カルテシステム開発事業	電子カルテシステムの開発・販売 一般病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX」 混在型病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE X」 精神科単科病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE M」 小規模医療機関向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/PX TYPE C」
受託システム開発事業	医療情報システムの受託開発

(6) 主要な営業所（平成23年9月30日現在）

本社 札幌市中央区南三条西十丁目1001番地5 福山南三条ビル
東京支店 東京都中央区新富一丁目7番4号 阪和別館ビル
大阪支店 大阪市中央区南新町一丁目3番8号 ヤマハラビル
九州支店 福岡市博多区博多駅東一丁目12番6号 花村ビル

(注) 平成23年10月11日付をもって、本社を下記に移転しております。
札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

(7) 使用人の状況（平成23年9月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名	4名増	35.9歳	8.3年

(注) 上記使用人には、臨時従業員4名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	66百万円
株式会社北海道銀行	23百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年10月11日付をもって、本社を札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号に移転いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成23年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 9,983,000株
- ② 発行済株式の総数 3,663,700株（自己株式40,000株を除く）
- ③ 株主数 3,451名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本電気株式会社	300,000株	8.19%
杉本恵昭	277,700株	7.58%
江上秀俊	166,000株	4.53%
井戸川静夫	124,500株	3.40%
日本事務器株式会社	70,800株	1.93%
株式会社北洋銀行	56,300株	1.54%
佐藤幸一	49,800株	1.36%
村上廣美	39,900株	1.09%
シーエスアイ従業員持株会	38,800株	1.06%
日本証券金融株式会社	36,200株	0.99%

- (注) 1. 当社は、自己株式を40,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、平成23年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

(2) 新株予約権等の状況（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤塚 彰	
代表取締役社長	杉本 惠昭	
常務取締役	村上 廣美	営業担当
常務取締役	田原 保	システム担当
取締役	松澤 好隆	管理本部長
取締役	山口 琢也	日本電気株式会社 医療ソリューション事業部長 株式会社かごしま医療ITセンター 代表取締役
常勤監査役	中村 一正	
監査役	名倉 一誠	弁護士
監査役	中河 正勝	

- (注) 1. 取締役山口琢也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村一正、名倉一誠、中河正勝の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中村一正氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 監査役中村一正氏は、金融機関での勤務経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役名倉一誠氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

氏名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当
赤塚 彰	代表取締役会長	代表取締役社長
杉本 惠昭	代表取締役社長	取締役会長
村上 廣美	常務取締役 営業担当	常務取締役 (医療システム事業部長兼任)
田原 保	常務取締役 システム担当	(新任)

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	79百万円
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	7百万円 (7百万円)
合 計	8名	86百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成22年12月17日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました社外取締役1名及び現任の社外取締役1名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成12年12月26日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山口琢也氏は当社の大株主である日本電気株式会社の医療ソリューション事業部長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。また、同氏は当社の関連会社である株式会社かごしま医療ITセンターの代表取締役であり、同社と当社の間には2名の役員が兼務しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 山 口 琢 也	平成22年12月17日就任以降開催の取締役会15回のうち10回に出席しております。必要に応じ、医療ソリューション業界における豊富な経験から助言・発言を行っております。
社外監査役 中 村 一 正	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査役会5回全てに出席しております。必要に応じ、金融機関等の豊富な経験から助言・発言を行っております。
社外監査役 名 倉 一 誠	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査役会5回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。
社外監査役 中 河 正 勝	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、監査役会5回全てに出席しております。必要に応じ、豊富な企業経営の経験から助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人シドー
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が発生した場合その他解任または不再任が適切と判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、使用人の相談窓口として「企業倫理ヘルプライン」を整備・運用するとともに、監査役による定期的な業務監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に定める期間保管するものとし、監査役・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、社長の改善命令のもとでの的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、取締役会の機能強化のため、社長の諮問機関として、経営会議を月1回開催し、経営に関する重要事項を事前に審議することとしております。

その他、取締役会決議により改廃される職務権限規程及び職務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、内部監査担当職員1名がこれを担います。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査役に相談し、意見を求めることといたします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会及び重要な会議に出席し、取締役及び使用人からの報告を受けております。
また、取締役及び使用人は、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、監査役に適宜報告するほか、各部門長が社内における問題点を収集・分析し、その内容が重要と判断した場合には監査役へ報告することとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査基準に従い、監査役は会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査役は取締役に助言・提言・勧告を行うこととしております。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、これらの社内周知の徹底を図っております。万が一、当社が反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営企画部を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。
- (6) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,399,096	流動負債	1,214,145
現金及び預金	1,530,142	買掛金	936,808
受取手形	1,833	1年内返済予定の長期借入金	72,525
売掛金	1,433,207	リース債務	1,726
商品及び製品	320	未払金	41,397
仕掛品	398,395	未払費用	2,156
原材料及び貯蔵品	665	未払法人税等	120,677
前払費用	21,350	未払消費税等	10,723
繰延税金資産	10,961	前受金	20,907
その他	2,551	預り金	6,321
貸倒引当金	△330	その他	901
固定資産	645,695	固定負債	65,657
有形固定資産	157,685	長期借入金	17,423
建物	10,027	リース債務	3,836
車両運搬具	3,351	長期未払金	37,291
器具備品	18,942	その他	7,106
土地	72,167		
建設仮勘定	53,196	負債合計	1,279,802
無形固定資産	157,547	純資産の部	
商標権	1,147	株主資本	2,773,800
ソフトウェア	83,148	資本金	1,136,590
ソフトウェア仮勘定	73,034	資本剰余金	1,155,807
電話加入権	216	資本準備金	1,155,807
投資その他の資産	330,462	利益剰余金	500,613
投資有価証券	138,021	利益準備金	1,200
関係会社株式	37,262	その他利益剰余金	499,413
出資金	50	繰越利益剰余金	499,413
長期貸付金	9,000	自己株式	△19,211
長期前払費用	27,144	評価・換算差額等	△8,810
繰延税金資産	40,167	その他有価証券評価差額金	△8,810
差入敷金保証金	83,010		
その他	5,236	純資産合計	2,764,989
貸倒引当金	△9,430	負債・純資産合計	4,044,792
資産合計	4,044,792		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成22年10月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,389,773
売 上 原 価	3,321,152
売 上 総 利 益	1,068,621
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	649,778
営 業 利 益	418,842
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	730
有 価 証 券 利 息	111
受 取 配 当 金	2,223
そ の 他	1,860
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,362
支 払 手 数 料	193
経 常 利 益	422,213
特 別 利 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,646
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	42
税 引 前 当 期 純 利 益	425,817
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	116,064
法 人 税 等 調 整 額	35,648
当 期 純 利 益	274,104

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成22年10月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	1,136,590
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	1,136,590
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	
前 期 末 残 高	1,155,807
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	1,155,807
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	
前 期 末 残 高	1,200
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	1,200
そ の 他 利 益 剰 余 金	
繰 越 利 益 剰 余 金	
前 期 末 残 高	243,826
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△18,518
当 期 純 利 益	274,104
当 期 変 動 額 合 計	255,586
当 期 末 残 高	499,413
利 益 剰 余 金 合 計	
前 期 末 残 高	245,026
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△18,518
当 期 純 利 益	274,104
当 期 変 動 額 合 計	255,586
当 期 末 残 高	500,613

科 目	金 額
自 己 株 式	
前 期 末 残 高	—
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△19,211
当 期 変 動 額 合 計	△19,211
当 期 末 残 高	△19,211
株 主 資 本 合 計	
前 期 末 残 高	2,537,425
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△18,518
当 期 純 利 益	274,104
自 己 株 式 の 取 得	△19,211
当 期 変 動 額 合 計	236,374
当 期 末 残 高	2,773,800
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
前 期 末 残 高	△5,920
当 期 変 動 額	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,890
当 期 変 動 額 合 計	△2,890
当 期 末 残 高	△8,810
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	△5,920
当 期 変 動 額	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,890
当 期 変 動 額 合 計	△2,890
当 期 末 残 高	△8,810
純 資 産 合 計	
前 期 末 残 高	2,531,504
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△18,518
当 期 純 利 益	274,104
自 己 株 式 の 取 得	△19,211
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,890
当 期 変 動 額 合 計	233,484
当 期 末 残 高	2,764,989

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商
品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を
基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料、仕掛品、貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間
で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～18年

器具備品 4年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基
づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較して、
いずれか大きい額を計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期
間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

当社は退職給付制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

ただし、当事業年度末では年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回ったため、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約進行基準（進捗度の見積りは原価比例法）

② その他の受注契約
検収基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12,684千円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 117,767千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	37,037株	3,666,663株	一株	3,703,700株

(注) 普通株式の発行済株式の増加3,666,663株は、株式分割(1:100)による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	一株	40,000株	一株	40,000株

(注) 普通株式の自己株式の増加40,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成22年12月17日開催の第15回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 18,518千円
- ・1株当たり配当額 500円
- ・基準日 平成22年9月30日
- ・効力発生日 平成22年12月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成23年12月16日開催予定の第16回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 29,309千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成23年9月30日
- ・効力発生日 平成23年12月19日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によっております。なお、当事業年度においてはデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日及び残高を確認するとともに、回収遅延債権については、速やかな把握と適切な対応を行っております。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、一部の株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価を把握し、管理しております。

差入敷金保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び大口仕入先に対する営業保証金であり、期日及び残高を管理しております。

買掛金は、事業活動から生じた営業債務であり、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来します。また、借入金は、主にシステム開発に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、買掛金や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません〔注2参照〕。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,530,142	1,530,142	—
(2) 売掛金	1,433,207	1,433,207	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	16,866	16,866	—
(4) 差入敷金保証金	31,176	17,621	△13,554
(5) 買掛金	(936,808)	(936,808)	—
(6) 長期借入金(※2)	(89,948)	(89,128)	△819

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金については、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したものに對し、合理的な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負 債

(5) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 投資有価証券	
非上場株式	88,800
投資事業有限責任組合への出資	32,355
合計	121,155
(2) 関係会社株式	37,262
(3) 差入敷金保証金	51,834

(1) 投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから上表「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(2) 関係会社株式

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(3) 差入敷金保証金

営業保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(4) 差入敷金保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,530,142	—	—	—
売掛金	1,433,207	—	—	—
合計	2,963,349	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	72,525	17,423	—	—	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	9,663千円
原材料評価損否認	1,298千円
繰延税金資産（流動）合計	10,961千円

繰延税金資産（固定）

減価償却損金算入超過額	29,078千円
敷金償却超過額	5,122千円
役員退職慰労引当金損金算入超過額	15,058千円
貸倒引当金繰入超過額	173千円
投資有価証券評価損否認	6,057千円
長期前払費用償却超過額	26千円
その他有価証券評価差額金	5,967千円
繰延税金資産（固定）小計	61,482千円
評価性引当額	△21,315千円
繰延税金資産（固定）合計	40,167千円
繰延税金資産合計	51,128千円

8. 持分法損益等に関する注記

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	754円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	74円10銭

11. 重要な後発事象に関する注記

本社移転

当社は、今後の業容拡大に備え本社機能の充実や一層の業務効率化を図るため、平成23年9月26日の取締役会において本社移転を決議し、平成23年10月11日に札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号に移転いたしました。この本社ビルの改修工事による固定資産142,366千円は、翌事業年度に計上される見込みであります。なお、移転先の土地及び建物125,364千円は当事業年度で固定資産として計上済みであります。

12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は不動産賃貸借契約に基づく本社及び各支店の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当第2四半期会計期間末までは、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることが困難であるため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。平成23年7月19日に本社移転先となる固定資産の取得を決定したことから、当第3四半期会計期間末においては、当該債務に見合う資産除去債務を合理的に見積ることが可能となったため、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は13年と見積り、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の減額

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を用いているものに関して、当第3四半期会計期間末時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は21,880千円であります。また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年11月 8 日

株式会社シーエスアイ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅 井	朗 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤 田	和 重 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーエスアイの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年11月11日

株 式 会 社 シ ー エ ス ア イ	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）	中 村 一 正 ⑩
社外監査役	名 倉 一 誠 ⑩
社外監査役	中 河 正 勝 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期業績並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき8円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金8円
配当総額 金29,309,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年12月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主についての権利を合理的な範囲のものにするための規定を新設するものであります。(変更案第10条)
- (2) 条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(単元未満株主の権利)</u>
	第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	<u>1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利</u>
	<u>2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第10条～第36条 (条文省略)	第11条～第37条 (現行どおり)

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あさ やま まさ のり 浅山正紀 (昭和31年2月9日生) ※	平成8年4月 当社入社 平成12年2月 当社取締役就任 平成15年7月 当社システム本部長 平成16年11月 当社管理本部長CFO 平成17年7月 当社管理本部長CFO兼経営企画部長 平成18年5月 株式会社プロメディック取締役就任 (現任) 平成18年12月 当社管理本部長兼経営企画部長 平成19年12月 当社取締役退任	500株
2	な くら かず のぶ 名倉一誠 (昭和34年1月8日生)	平成7年4月 弁護士登録 平成7年4月 池田雄亮法律事務所入所 平成10年4月 名倉一誠法律事務所開設 (現任) 平成19年12月 当社監査役 (現任)	0株
3	かつ い のぶ あき 且井信昭 (昭和27年12月9日生) ※	昭和58年8月 公認会計士登録 昭和58年8月 且井信昭公認会計士事務所開設 (現任) 昭和58年9月 税理士登録 昭和58年9月 且井信昭税理士事務所開設 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者名倉一誠、且井信昭の両氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 名倉一誠氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 名倉一誠氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 名倉一誠氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、監査役に就任された場合には、本契約を継続する予定であります。
6. 且井信昭氏は、公認会計士・税理士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 且井信昭氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
8. ※は新任候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成22年12月17日開催の第15回定時株主総会において補欠監査役に選任された東 正博氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
なかむらかずまさ 中村一正 (昭和12年6月8日生)	昭和64年1月 株式会社北海道拓殖銀行興部支店支店長 平成5年11月 株式会社ホテル鹿の湯常務取締役就任 平成10年6月 株式会社ホテル神宮常務取締役就任 平成12年12月 当社常勤監査役就任(現任)	700株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者中村一正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 中村一正氏は、金融機関出身者であり、企業経営に対する客観的な視点を持ち合わせ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 中村一正氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以上

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

会場：札幌市中央区南3条西12丁目

札幌プリンスホテル 国際館パミール3階「屈斜路」

電話：011-241-1111



交通：地下鉄東西線西11丁目駅②番出入口
から徒歩5分

